



正副会長の活動状況

— 会務報告 —

日本弁理士会副会長

稗苗 秀三

1. はじめに

令和5年度日本弁理士会副会長を務めております稗苗秀三です。本年度も残り少なくなりましたが、各地域会・委員会等も諮問事項、委嘱事項に従い順調に活動されております。以下に小職が担当する地域会・委員会の主な活動状況をご報告させていただきます。

担当地域会は「関西会」と「四国会」です。例規設置の担当委員会は「コンプライアンス委員会」「紛議調停委員会」「処分前公表審議委員会」です。さらに、執行役員会設置の担当委員会は「2025 大阪・関西万博対応委員会」「D&I 推進委員会」「不正競争防止法委員会」です。

特に、「2025 大阪・関西万博対応委員会」は2025年の万博開催に向けて活動する特別の委員会であり、また、「D&I 推進委員会」も立ち上げから3年目に入り、今後の活動が注目される委員会です。

そこで、まず、これら両委員会の活動状況をご報告させていただき、その後、その他の地域会・委員会の活動状況をご報告させていただきます。

2. 活動報告

【2025 大阪・関西万博対応委員会】

委員会立ち上げ3年目に突入した委員会です。1年目に共創パートナー登録、2年目に共創チャレンジとして「知財授業」を掲げ、3年目は万博関連イベント体験会を実施し、また、他の共創チャレンジへの支援として追手門学院大手前中・高等部ロボットサイエンス部に所属の2名が製作したロボット「心に寄り添うお薬管理ロボット Pal」の出願支援を図りました。

万博関連イベント体験会は、スタートアップ・ベンチャー企業の技術のイノベーションを子ども達に体験してもらい、その様子を動画作成し、主に教育機関に配信して万博での集客アップを目指すイベントとして企画しました。

このような「新技術の紹介」を切り口として、新技術の創出・活用の裏側に「知的財産」が存在すること、およびその重要性をアピールすることで、未来社会を築く子ども達に知的財産の重要性を認識してもらい、将来の知財活動の活性化への礎を図ろうと試みました。その第一歩が今回の万博関連イベント体験会であり、2025年の万博本番に繋がるイベントとして位置付けました。

当委員会は、同イベント体験会に向けて、全体をマネジメントする第1グループと、出展企業に対応する第2グループと、教育機関に対応する第3グループと、マスメディアに対応する第4グループとに夫々役割を分担し対応いたしました。

10月29日（日）に大阪のギャラリーよみうりで、大阪府のスーパーサイエンスハイスクール（SSH）の生徒55名を招き、出展企業3社のXR技術を体験してもらい、これらの技術を未来社会にどのように活用するかを考えてもらい、同時に弁理士会ブースを設けて技術の裏側に知財があることを知ってもらうようにしました。

この模様を動画撮影して教育機関に配信・紹介できる準備を行うと共に、万博開催500日前である11月30日の読売新聞西日本版に広告記事を掲載しました。

このイベントは本番に繋がる第一歩です。当委員会は、2025年10月に特許庁に確保していただいたメッセ会場

の一部をお借りして本番の知財イベントを行うべく、現在、どのようなイベントにするか具体的に検討している段階です。

当委員会の活動、すなわち日本弁理士会の活動は、子ども達を中心とする、将来の知財普及に向けた活動であり、その成果が日本弁理士会の発展に及ぼす影響は計り知れないもので、日本弁理士会が総力を上げて取り組むべきものと考えております。

【D&I 推進委員会】

D&Iとはダイバーシティ&インクルージョンであり、多様な人材を受け入れ、その能力を発揮させる考え方を指します。当会においても、令和3年度に「ダイバーシティ推進委員会」として立ち上げ、3年目の本年度に「D&I推進委員会」に改称して活動を継続しております。

令和3年度はダイバーシティに関するアンケート調査を実施し、その調査結果に基づいて令和4年度は活動し、令和5年1月にダイバーシティ&インクルージョン推進宣言をしました。本年度は、D&I推進のためのさらなる課題を抽出し、その方策及び提言をまとめることと、当会がD&I推進活動に積極的に取り組んでいることを対外的に周知することを目標の一つとしました。

6月には、日本知的財産協会（JIPA）、WIPO日本事務所、特許庁の協力を得て、知財業界のD&I推進シンポジウムを開催しました。当シンポジウムは米国で知財業界でのD&I推進活動のリーダー的存在であるコリーン・チェン教授の基調講演に引き続き、竹中俊子教授（ワシントン大学ロースクール教授）をモデレータとして、D&Iを推進する各団体での取組みの紹介とパネルディスカッションを開催しました。

9月にはJIPAとの意見交換会を実施しました。互いに異なる課題を認識しつつ、今後も情報を共有することにより、知財業界全体におけるD&Iの推進に資することで認識が一致し、今後も意見交換会を行うこととしました。

また、教育機関への周知活動として、東京大学でのセミナーが予定されており、また、既に、東京海洋大学や東京都立大崎高等学校での講義が行われました。次年度に向けては、京都女子大学や同志社大学での寄附講座の開催が予定されています。

当委員会によるD&I推進が弁理士業界への優秀な人材が集まる原動力となることが期待できます。当委員会による今後の益々の活動が望まれるところです。

【関西会】

関西会は、日本弁理士会の地域組織の一つであり、関西地域の知的財産権制度の普及と改善を推進し、知的財産活動の支援をする組織です。所属会員は約2900名であり、関東会に次ぐ組織となっております。それ故、役員会は、会長をはじめ副会長10名、幹事14名、監査役5名で組織され、また、委員会は、知財普及・支援委員会、国際情報委員会、倫理委員会、違反者調査委員会、研修委員会、INPIT対応委員会、近畿経済産業局協同委員会、地域知財活性化委員会、関西実務系委員会等があり、種々の会務活動を行っております。

特に、中小企業関係者や一般の方を対象とした知的財産の Patent セミナーを継続的に開催して、知的財産制度の昂揚・普及を推進しています。

また、当会主催の知財キャラバン関西の他、近畿経済産業局とも協力し合いながら、発展が期待されるベンチャー企業等に対して弁理士を派遣し、知財コンサルティングを行っています。

さらに、小学校、中学校、高校等を対象とする知財特別授業を例年行っており（現在の申込数は50校）、将来、イノベーションを起こす人材を育てる創造教育支援に力を入れています。

また、2025年の大阪・関西万博に合わせて、この10月に大阪で開催された万博関連の体験イベントの様も関西会のHPで情報発信されています。

新人歓迎会や意見交換会（フラビアの会）を通して会員間の交流を図り、また賀詞交換会を通して会員間のみならず外部の知財関係者とも交流し、知財関係者間の交流を図っています。

さらに、西日本地域連携会議（関西会、四国会、中国会、九州会）を通じて横断的に地域会間の情報を共有し、連携・協力関係を図っております。

【四国会】

四国会は、本会の地域会組織として四国4県の知的財産権制度の普及と改善を推進し、知的財産活動の支援をする組織です。所属会員は約90名であり、役員は各県から1名ずつ選出し、その他監査役1名を置いています。しかし、役員だけでは四国4県の知的財産権制度の普及・支援には負担が大きく、四国会組織の充実を図るため、会務計画委員会（四国会のPR、HPの作成）、総務人事委員会（キャラバン四国を担当する委員会）、研修等委員会において、委員の増員を図っています。

主な支援内容として、四国各地で開催される無料知財相談室や知財セミナーがあり、また、知的財産に関する講演会・授業に講師を派遣しております。さらに、様々な機関と連携して包括的なサポートをしております。本年度は、四国経済産業局知的財産室やINPITなどの関係団体との連携を進め、スタートアップを含めた四国の企業の支援に取り組んでいます。「弁理士知財キャラバン四国」は、昨年度より本会の協力のもと、キャラバン事業を立ち上げ、その成果として、四国経産局からの紹介を受け、知財コンサルティング事業を行いました。また、新たな案件について、四国経産局、INPIT、商工会議所等に働きかけを行っています。

さらに、令和6年2月16日に香川県の讃岐迎賓館（栗林公園商工奨励館内）において、賀詞交換会を開催予定であり、これにより四国4県の知財関連団体との交流も深めようとしています。

【不正競争防止法委員会】

不正競争防止法委員会は、不正競争防止法の今後の課題についての検討及び提言を行う部会と、不正競争防止法における営業秘密の活用事情に関する調査を行う部会とに分かれ、活動しています。

本年度は、他の地域会との連携及び協力を行うために、関西会の実務系委員会との意見交換会を行いました。また、当会HPには営業秘密保護に関するコラム掲載内容を一新し、一般向けに分かりやすい文面に修正して掲載しております。

【コンプライアンス委員会】

コンプライアンス委員会は、倫理部、事件予審部及び事件対応部により構成され、会員の業務に関する苦情を受けたとき又は会員の品位保持に関し必要があると認めるときは、当委員会に回付され、事実確認等が行われます。事実確認等は事件予審部及び事件対応部で行われます。

また、当委員会への諮問・委嘱事項等としては、本年度はハラスメント苦情対応についてなされております。これを受けて7月には、当委員会の委員が、ハラスメント苦情に対応する際の注意点等の研修を受講しました。

【紛議調停委員会】

紛議調停委員会は、会員の業務に関する紛議につき、会員又は当事者その他の関係人の請求により調停を行う権限を有しています。本年度は複数件の請求があり、調停委員が事件に対応しております。

【処分前公表審議委員会】

処分前公表審議委員会は、会員が依頼者からの預かり金の他の目的への使用等をして、法令違反し、依頼者に重大な損害を与え、処分前公表しないことにより依頼者以外の者に被害が拡大するおそれがあるときに、処分前に事案の概要を公表するかを審議する委員会である。平成29年度施行以来、当委員会に回付された事案はありません。

3. おわりに

以上が会務活動報告であるが、原稿字数の関係上、詳細な報告ができなかったことをご容赦ください。

本年度は、アフターコロナにおいて、委員会開催がリアル、あるいはリアルとウェブとを併用したハイブリッドで行われました。このような会務活動は、多くの会員のボランティア精神に基づくものであり、その活動に対して改めて敬意を表すると共に感謝の意を表します。また、これを支えている事務職員に対しても感謝しております。